

第254回11月定例教育委員会議事録

委員会次第

1. 開会宣言
2. 教育長あいさつ
3. 議事録の承認
4. 審議事項
5. 報告事項
6. その他
7. 閉会宣言

開会日時

令和4年11月21日（月）午後3時00分

会場

安来庁舎 202会議室

出席委員の氏名

教育長	秦 誠 司
委員	小 村 修 司
委員	加 藤 隆 志
委員	寺 田 禎
委員	平 野 千 恵

出席者の氏名

教育部長	原 みゆき	全議題
教育総務課長	遠 藤 浩 司	全議題
学校教育課長	三 保 貴 資	全議題
給食教育課長	石 原 秀 樹	全議題
文化財課長	金 山 尚 志	全議題
学校教育課主査	糸 賀 真 也	全議題
教育総務課主幹	青 戸 かおり	全議題

1. 開会宣言

午後3時00分 教育長が開会を宣言する。

2. 教育長あいさつ

(教育長)

11月に入りまして大変寒暖差が激しい、日中はとても良い天気なんですけれども、朝夕は大変寒くなりまして、着実に秋が深まっていると感じているところでございます。11月に入りまして一旦落ち着いておりました新型コロナ

ウイルスの感染が安来市内にも入って参りまして、小中学校の児童生徒、教職員の中にも陽性或いは濃厚接触者というような報告が入っております。

現在小学校1校1クラスで学級閉鎖を先週の金曜日辺りから行っておりますが、引き続きましてその学級以外のところで拡大傾向にございまして、明日のところで1校全校休業させるという対応を取るようしております。23日の状況を見て、その後どうしていくか判断して参りたいと考えています。

それから先週金曜日のところでは、島根県の国語教育並びに書写教育の研究大会へも皆さんお忙しいところ参加いただきましてありがとうございます。久しぶりにリアルの研究大会ということで、授業もでしたけれども、その後の先生方の協議もかなり熱心に行っていたという印象を持って参りまして、安来市の児童生徒の頑張っている様子をしっかりと発信することができたんじゃないかなと感じているところがございます。またご感想をいただければと思っております。

それからご案内の通り、11月の末日をもちまして金屋子神話民俗資料館が閉館ということで、前回視察を行っていただきましたけれども、もしお時間があれば、あと10日くらいしかありませんけれど、最後のところで見ただければと思います。

3. 議事録の承認 第252回9月定例会教育委員会

(承認)

4. 審議事項

1) 議第10号 市議会12月定例会議提出議案(予算)について (教育部長) 資料1により説明

12月定例会議に上程予定の予算関係議案についてご説明いたします。各課の要求項目を一覧にしておりますが、そのうち何点かについてご説明したいと思います。

まず教育総務課の関係でございます。放課後児童健全育成事業については、子ども子育て支援交付金というのを各クラブにお支払いしておりますけれども、その要綱改正により支援員の処遇改善にかかる経費をこの度要求するものでございます。それ以外に、宇賀荘児童クラブの遊戯室の照明についても修繕を行いたい考えです。要求額は465万円でございます。

それから小学校管理費、中学校管理費、給食センター管理事業、いずれにも共通する項目として、この頃燃料価格が高騰しております、その影響で光熱水費が大変増額しておりますので、その措置のために補正要求を行うものでございます。従来より1.3倍から1.4倍程度に上がっております。

小学校管理費のうち、危険樹木の伐採等を行うための手数料を要求しようと思っております。今年の夏でしたでしょうか、他県の小学校において、校庭の大木の枝が折れ作業中の校長先生が下敷きとなり、お亡くなりになるという事故が発生しております。この事故を受け、文科省及び県より学校環境下における樹木の安全確保について依頼がありました。安来市においてもこの依頼に基づき市内で一斉点検を実施したところ、安全対策を実施すべきと判断する樹木が複数あることを確認したため、伐採等に要する予算を要求するものでございます。事業費の合計は359万4千円、小学校がそのうちおよそ300万円、中学校がおよそ50万円程度でございます。

続いて小学校整備費でございます。赤江小学校プールの当面の措置として修繕を行うものでございます。650万円を要求しております。

学校教育課の関係です。特別支援教育支援員、学習支援員につきましては、法改正による社会保険の適用拡大に伴い、学校に所属する会計年度任用職員のうち、保険の対象になる者が増加したことにより保険料の事業者負担分を要求するものでございます。173万4千円です。

市立図書館費、歴史資料館事業、民俗資料館事業、史跡公園管理事業、加納美術館指定管理事業、地区交流センター維持管理運営事業、総合文化ホール運営事業は、いずれも燃料費高騰による光熱水費を要求するものでございます。また体育施設等指定管理事業、体育施設管理事業、市民プール維持管理経費、いずれも燃料費高騰によるものでございます。簡単ですが説明とさせていただきます。

(教育長)

広瀬総合体育館アリーナ床のバレーボール支柱基礎工事が上がっていますが、先般工事したばかりではなかったですか。

(教育総務課長)

床の工事は終わっていたのですけれども、蓋を開けて支柱を立てる基礎のところはコンクリートごとだめになるということが起こりまして、今回改めてということなんです。

(教育長)

床を直すときには、その支柱基礎のコンクリ部分は対象外だったということなんですね。

(教育総務課長)

はい。

(委員)

エネルギー価格の高騰がほとんどですけど、国等から補助とか支援とかは全くないわけですか。未だ落ち着きそうにない、長期化しそうな気配ですが。事業者向けには一過性のものですけど、中国電力から1月、2月、3月省エネに取り組んだ企業に対して20万円補助しますとか、小さいですけどそういう

のは出ているんですよ。あと一般家庭にもそれなりのがあるでしょうし。自治体にはないですか、施設が多いので…。今は無いにしても将来あるかもしれないですね。

(教育部長)

自治体向けに、この燃料費高騰のための交付金であるとか補助金であるとかかっていう話は今のところはっきりしておりませんで、この要求時点ではすべて一般財源です。

(委員)

聞いていると、3割4割上がってる。

(教育部長)

可能性としては、直接の補助金や交付金ではないんですけども、特別交付税というのを、毎年年度末に国からもらいますけれども、その中でいくらかの算定が上乘せでされる可能性を考えています。ただ、この特別交付税っていうのは何か特別の事情が発生したときに、ルール分に加えて加算されるっていうものなんですけど、燃料費高騰は全国規模の話なので、まずそこをどう考えてもらえるのかという。

(教育長)

現状ではなかなか、具体的なものがあるのか、というところですよ。

(委員)

わかりました。

(承認)

2) 議第11号 市議会12月定例会議提出議案(条例)について

3) 議第12号 教育委員会関連例規の制定、改廃について

(※11号12号は担当課より一括して説明)

(教育総務課長) 資料2、3により説明

私からは、議第11号の市議会12月定例会議提出議案(条例)についてのうち、安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてと、安来市放課後児童クラブ条例について、そして関連しております議第12号、安来市教育委員会関連例規制定、改廃についてのうち、安来市放課後児童クラブ条例施行規則の新規制定についてと、安来市放課後児童クラブ実施要綱の廃止についてを説明いたします。

安来市放課後児童健全育成事業の設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例整備については、改正理由をご覧ください。基準の一部改正により、都道府県知事だけではなく、指定都市及び中核市の長においても放課後児童支援員の認定資格研修を実施できることになったことから改正する

ものです。新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後となっておりますが、こちらの都道府県知事の後に政令都市もしくは中核市の長が追記されることとなります。

続きまして安来市放課後児童クラブ条例の新規制定についてです。8月の定例委員会において、報第11号、放課後児童クラブにおける運営事務の見直しについて概要の説明をいたしました。その見直しを令和5年度から実施するにあたりまして、条例及び条例施行規則を定めるものです。見直しの内容につきましては、以前説明いたしましたとおり3点ございまして、1点目は、入所決定事務の市への移管、2点目は利用料の統一、3点目は利用料の徴収事務の市への移管でありました。この3点の見直しに伴いまして、安来市放課後児童クラブ条例及び安来市放課後児童クラブ条例施行規則を新たに定めるものです。内容は、放課後児童クラブの名称や位置、開設時間、利用料等放課後児童クラブの運営に必要な事項を定めるものです。

またこれによりまして、これまで放課後児童クラブの実施根拠となっておりました、安来市放課後児童クラブ実施要綱は廃止となります。令和5年4月からスムーズな移行及び運営のため、12月の定例議会において上程するため、本日の定例教育委員会にて皆様にお諮りいたしますのでよろしくお願いいたします。

(文化財課長) 資料2、3により説明

議第11号、市議会12月定例会提出議案条例についてのうち、安来市加納美術館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明します。

博物館法の一部改正により、安来市加納美術館条例第1条の加納美術館を設置する法令根拠、博物館法第18条の条項が削除されたため、根拠法令の規定を削除するものであります。近年、博物館に求められる役割が多様化、高度化していることを踏まえ、博物館法の法律の目的や、博物館の事業、博物館の登録要件等を見直すなど、これからの博物館が求められる役割を果たしていくための改正法が公布されました。この改正により、公立博物館の設置に関する事項は、「当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定める」とする条項が削除されたため、安来市加納美術館条例第1条の加納美術館を設置する法令根拠の、博物館法第18条の規定を削除するものであります。詳細については新旧対照表を付けております。附則といたしまして、この条例は、博物館法の一部を改正する法律の施行日である令和5年4月1日から施行するものであります。

続きまして議第12号、教育委員会関連例規の制定改廃についてのうち、安来市鉄の歴史博物館条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。

鉄の歴史博物館とは和鋼博物館、金屋子神話民俗館のことです。この度の改正は、金屋子神話民俗館の閉館に伴い、安来市鉄の歴史博物館条

例を改正しますが、その施行規則について、所要の改正を行うものであります。具体的には、施行規則の名称を、安来市鉄の歴史博物館条例施行規則から、安来市和鋼博物館条例施行規則に変更するとともに、条文及び様式の金屋子神話民俗館に関わる規定を削るものであります。詳細につきましては、条文の新旧対照表を載せております。附則といたしまして、この規則は、安来市鉄の歴史博物館条例の一部を改正する条例の施行日である令和4年12月1日から施行するものであります。

(給食教育課長) 資料2、3により説明

議第11号、市議会12月定例会上程予定の安来市学校給食費徴収条例の新規制定についてご説明させていただきます。

これは来年度から開始を予定しております、学校給食費を市の一般会計に組み入れて給食費の運用を図っていく、公会計への移行に伴いまして、市における学校給食費の徴収に係る取り扱いを明らかにするため、条例を制定し、必要な事項を定めるものでございます。概要としましては、学校給食費の徴収、額、納付、督促及び減免について規定するものでございます。施行期日は令和5年4月1日でございます。制定案、条例案についてご覧いただきたいと思っております。

あわせて、次に議第12号、教育委員会関連例規の制定改廃についてのうち、安来市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱の新規制定についてでございます。

これは来年度から開始を予定しております学校給食費公会計化に伴いまして、市が発注する学校給食用物資を納入する業者の登録について、必要な事項を定めるものでございます。対象は、学校給食用物資の納入業者として、安来市学校給食用物資納入仕様書に定めます仕様を満たした物資及び教育長が別に定める物資を安来市給食センターに納入する業者でございます。登録の決定としましては、学校給食用物資の納入を希望する業者を審査しまして、適当と認めた場合に、登録の決定を行うものでございます。登録の取り消し等につきましては、登録した業者を不適当と認めた場合に、登録の取り消しまたは停止することができるというものでございます。施行期日につきましては、令和4年12月1日でございます。告示案、要綱案、登録申請書の様式について、ご覧いただきたいと思っております。

(教育長)

条例関係及び教育委員会関連例規について説明をしたところでございます。ご質問等あればお願いいたします。

(委員)

こないだ金屋子神話民俗館の施設を見せていただきまして、あんなにじっくり見たのは初めてだったんで、中も非常に立派な建物だったんですが、

その後の使い方としては、倉庫や書庫の用途だったでしょうか。

(文化財課長)

収蔵庫として使用する予定にしております。主なもの、展示物については、和鋼博物館の方で効果的に展示することによって、今までは冬場は見られなかった展示が、年中通して見られるようになるということを考えています。

(委員)

施設は無人になるのですか。

(文化財課長)

はい。

(委員)

ちょっと気になったのが、コンクリートの打ちっぱなしの建物じゃないですか、無人になると、換気がない場合、中がものすごく湿気ると思うんですが、何かこう、定期的にタイマーでもあって、換気扇でもあるような仕組みになっているのでしょうか。多分、1年くらい経つてくるとカビだらけになるんじゃないかなと思うんですよ。コンクリートの中は、閉め切っているとけっこうジメジメしてしまう。何か対策とか、中身にもよりますが、気を付けていただくといいのかなと。

(教育部長)

当面の間ということで収蔵庫として活用する予定ですので、現段階で何か対策を取って、ということは考えてないんですけども、ご意見をいただいたので、注意していきたいと思います。

(委員)

1回カビが発生すると、コンクリートはちょっと。コンクリートは傷まないんですけど中に置いてあるものが傷む。壁紙一つにしても、カビが一気に広がります。あまり長期間っていうことになると、気をつけられた方が良くと思います。

それと、学校給食用の資材関連なんですけども、希望する方は審査して登録しますということで、ここに業者と書いてあるんですけど、業者というのは会社法人ですか。

(給食教育課長)

法人格のない個人商店（個人事業主）もあります。

(委員)

放課後児童クラブは料金を統一し、一律になるとのことですが、開所時間も一律ですか。

(教育総務課長)

基本的に料金を統一しましたので、標準的な開所時間も統一です。その上で早出・延長は、支援員さんの確保等の都合によって、クラブさんによって

対応できる、できないという事情もありますので、クラブ毎に設定していただいています。

(委員)

学校給食費の徴収については、最終的には各学校で行うのでしょうか。

(給食教育課長)

一般会計で管理するため、安来市に直接口座振替や納付書により納めていただきます。

(委員)

督促なども全て市から直接個人の保護者へ、となりますか。

(給食教育課長)

今までは給食会という任意の団体で管理していましたが、今後は市として行います。

(委員)

未納の方は多くありますか。

(給食教育課長)

そうですね、件数では100件くらい、額もかなりございます。

(委員)

以前は各学校の管理職さんがそれぞれ個別に回られ、徴収に苦労されたということだが、今は全て市が行うということですね。

(給食教育課長)

安来市では、学校ではなく給食会が直接徴収事務等を行っております。他の市町村では学校が徴収される例もありますが、安来については市が事務局を担う給食会で実施しています。

(委員)

若干これと違うんですけど、給食費について、物価光熱費が上がっていますし、牛乳をやめるところも出てきて、何か寂しいなと思うのですが、その辺りは、給食費を上げるとか中身を考え直すとか、どうですか。

(給食教育課長)

この4月には、ご理解いただきまして、小中幼稚園とも10円の値上げを行いました。現在は栄養教諭の方で献立の工夫とか、安価な材料を使うとかですね、そういった諸々の工夫をしながらやりくりをしております、何とか寂しい思いをさせないような給食を提供している状況でございます。これからまたさらに経費が上がるようでしたら、単価等の協議、検討をしなければならぬかもしれません。

(委員)

それはどちらかという、値上げをするのか。中身の水準を落とすっていうのはなかなか難しいと思うけど、また値上げっていうことも頭に入れておかないといけないと。

(給食教育課長)

中身については限度がありますので、今後の状況にありますけども、考えていけないといけない事態になるかもしれません。

(教育部長)

給食費を値上げして、直接保護者に負担していただく方法も当然考えられますけれども、国からこの頃毎年いただいているコロナの地方創生臨時交付金が、こういった物価高騰に対応した使い方をしてよいということになっているので、来年度もあるかどうかは不透明ですけれども、交付金を活用する方法も考えられると思っています。

(教育長)

議第 11 号の 4 件の例規につきまして、ご承認いただけますか。

(承認)

議第 12 号の 4 件の例規につきまして、ご承認いただけますか。

(承認)

5. 報告事項

1) 報第 17 号 安来市立図書館開館時間変更の試行について

やすぎ図書館のさらなる利用促進を図るため、試験的に開館時刻と閉館時刻を、ともに 1 時間前倒しすることについて報告。

2) 報第 18 号 安来市二十歳の集いについて (1 月 3 日開催)

3) 報第 19 号 交流センターを核とした地域づくりのあり方検討について

小中学校適正規模・適正配置の検討と並行して進めている、持続可能な地域づくりを目指すための「交流センターを核とした地域づくりのあり方検討」について、検討委員会での議論の進捗について説明。

6. その他

1) 文化スポーツ振興課関連行事について (アルテピアイベントほか)

2) 安来市 ICT 活用教育研究指定校事業 授業研究会について

☆次回定例会：12月21日(水)

7. 閉会宣言

教育長が午後 4 時 35 分閉会を宣言し、11 月定例委員会の日程を終了した。